

# 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出防止措置について

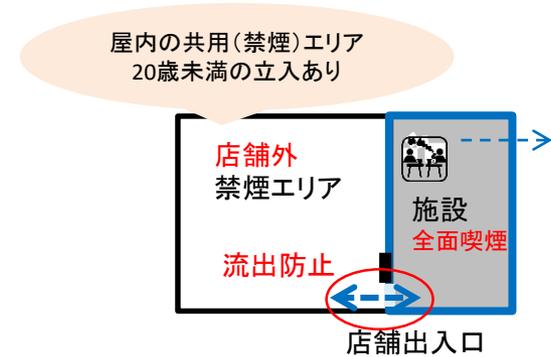
## 喫煙可能室



設置できる施設： 既存特定飲食提供施設

場所： 屋内の「全部又は一部」

必要となる措置： 室外への煙の流出防止措置



### 【健康増進法改正における位置づけ】

既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するもの

直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられる

一定の猶予措置

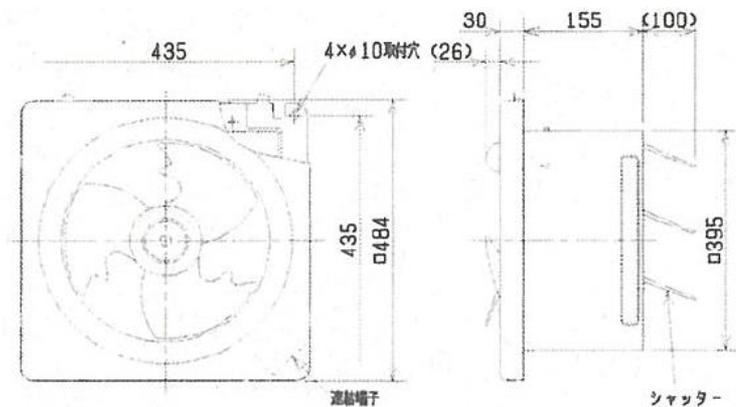
〈条文抜粋〉

当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができる。

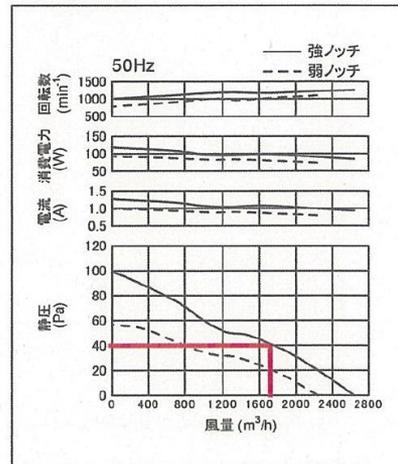
# 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出防止措置として 考えられる項目の整理(議論・検討用)

喫煙可能室におけるたばこの煙の流出防止措置としては、これまでの取り組みから以下の対応が示されている。

- 壁
  - ・ 店舗と共有部分の間に、壁を設ける
- 扉
  - ・ 店舗の出入口に、扉を設ける
  - ・ 扉は、スライドドアで、半自動のもの(手動で開き、自動で閉まるもの)がよい
- 換気風量
  - ・ 換気扇の交換等により、換気風量を高める
  - ・ 有圧換気扇が推奨される 次ページ上図参照
- レイアウトの工夫
  - ・ たばこ煙が室内に拡散する前に排気することによって換気効率を上昇させる等、レイアウトの工夫もある 次ページ下図参照

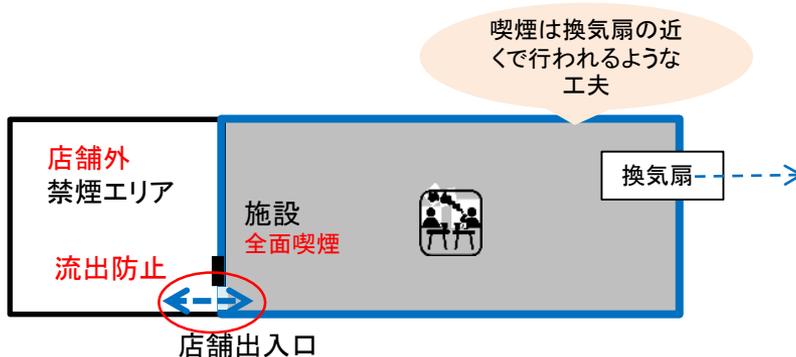


■特性曲線図



実行ベースでの能力が見込まれる有圧換気扇の例(ウェザーカバーの設置等による圧力損失を40Paと見積もると、実際の風量は1800m<sup>3</sup>/h程度と見込まれる)

出所: メーカーのカタログ



出所: 職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書(平成27年5月)を参考に作成

喫煙を換気扇の周りへ誘導することで、出入り口からの煙の流出を低減させる室内レイアウトの工夫